



平成 23 年 3 月 25 日

各 位

会社名 セコム株式会社
代表者名 代表取締役社長 前田 修司
(コード番号：9735 東証第一部 大証第一部)
問合せ先 経営監理室長 加藤 幸司
TEL 03-5775-8225

上場子会社であるセコムテクノサービス株式会社の株式に対する
公開買付けの結果に関するお知らせ

セコム株式会社（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成 23 年 2 月 8 日開催の取締役会において、セコムテクノサービス株式会社（コード番号：1742 東証第二部、以下「対象者」といいます。）の株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）の開始を決議し、平成 23 年 2 月 9 日から実施しておりましたが、本公開買付けが平成 23 年 3 月 24 日をもって終了いたしましたので、下記のとおりその結果についてお知らせします。

記

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

セコム株式会社

東京都渋谷区神宮前一丁目 5 番 1 号

(2) 対象者の名称

セコムテクノサービス株式会社

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
4,182,798(株)	—(株)	—(株)

(注1) 本公開買付けにおいては、買付けを行う株券等の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。買付予定の株券等の数は、買付予定数に記載しているとおり、対象者が平成22年11月11日に提出した第43期第2四半期報告書に記載された平成22年9月30日現在の発行済株式数(12,987,000株)から平成23年2月8日現在において公開買付者が保有する対象者の株式数(8,800,000株)及び同四半期報告書に記載された平成22年9月30日現在において対象者が保有する自己株式数(4,202株)を控除した株式数です。

(注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い本公開買付けの買付け等の期間(以下「公開買付け期間」といいます。)中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(5) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成23年2月9日(水曜日)から平成23年3月24日(木曜日)まで(30営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

普通株式 1株につき金3,500円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、買付けを行う株券等の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含み、以下「法」といいます。)第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含み、以下「府令」といいます。)第30条の2に規定する方法により、平成23年3月25日に株式会社東京証券取引所において、報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株券	3,809,471株	3,809,471株
新株予約権証券	—株	—株
新株予約権付社債券	—株	—株
株券等信託受益証券 ()	—株	—株
株券等預託証券 ()	—株	—株
合計	3,809,471株	3,809,471株
(潜在株券等の数の合計)	(—株)	(—株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	17,600 個	(買付け等前における株券等所有割合 67.78%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	25,218 個	(買付け等後における株券等所有割合 97.12%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等後における株券等所有割合 0.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	25,954 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等（ただし、特別関係者である対象者が保有する自己株式を除きます。）に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成23年2月10日に提出した第43期第3四半期報告書に記載された平成22年9月30日現在の総株主の議決権の数（1単元の株式数を500株として記載されたもの）です。ただし、単元未満株式も本公開買付けの対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者が平成23年2月10日に提出した第43期第3四半期報告書に記載された平成22年12月31日現在の普通株式の発行済株式総数（12,987,000株）から、同四半期報告書に記載された平成22年9月30日現在の対象者が保有する自己株式数（4,202株）を控除した株数（12,982,798株）に係る議決権の数（25,965個）を「対象者の総株主等の議決権の数」として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

② 決済の開始日

平成23年3月30日（水曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します（公開買付代理人のインターネット専用サービスである野村ジョイを経由して応募した場合は除きます。）。野村ジョイを経由して応募された場合には、野村ジョイのホームページ（<https://www.nomurajoy.jp/>）に記載される方法により交付されます。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

当社が平成23年2月8日付で公表した「上場子会社であるセコムテクノサービス株式会社の株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」記載の内容から変更はありません。

本公開買付けによる今期業績予想に与える影響は現在精査中であり、今後、業績予想修正の必要性及び公表すべき事項が生じた場合には速やかに開示いたします。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

セコム株式会社 東京都渋谷区神宮前一丁目5番1号
株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

以 上